

口腔管理連携加算について

連携歯科医院と協力し、入院中の口腔管理をサポートします

当院では、入院中に治療が必要な口腔状態（口腔衛生状態の不良や咬合不良等）を生じ、医師が歯科受診の必要があると判断した場合、患者さんの同意を得た上で、連携歯科医院へ歯科訪問診療を依頼する体制を整備しています。

連携歯科医院として定められている医療機関の名称は以下のとおりです。

連携歯科医院

永野歯科医院

連絡先：0436-95-1640

歯科訪問診療の流れ



医師の判断

入院中の口腔状態を確認し、
歯科受診が必要と判断



患者さん・ご家族の同意

歯科訪問診療について
ご同意をいただきます



連携歯科医院へ依頼

当院から連携歯科医院へ
診療状況を記した文書を添えて
診療の依頼を行います



歯科訪問診療の実施

連携歯科医院の歯科医師が
訪問し、診療を行います

診療報酬について（令和8年度診療報酬改定）

当院では、病院と連携歯科医院が連携し、入院中の口腔管理を推進するため、以下の診療報酬を算定しています。

口腔管理連携加算

600点（入院中1回）

※歯科訪問診療を受けられた患者さんのうち、歯科医師が口腔管理の必要性を認めた場合に算定します。

病院と歯科医院の情報連携

歯科医師と当院スタッフ間で、口腔状態や歯科治療の進捗等の情報を共有します。退院時には、歯科医院から当院へ診療情報提供書を送付し、継続した口腔管理を受けられるよう配慮いたします。

～ ご理解とご協力をお願い ～

入院中の口腔ケアは、全身の健康維持や誤嚥性肺炎の予防にもつながります。
安心・安全な医療の提供のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



ご不明な点がございましたら、スタッフまでお気軽にお声がけください。

医療法人社団 健老会 姉崎病院
病院長